

議案第10号

江別市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

江別市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

江別市長 後藤 好人

江別市手数料条例の一部を改正する条例

江別市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項中「通知」の次に「（以下この項において「申請等」という。）」を加え、同項（1）中「9,000円」を「15,000円（申請等に係る建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項及び次項において「政令」という。）第10条第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「確認の特例の場合」という。）にあつては12,000円）」に、「15,000円」を「24,000円（確認の特例の場合にあつては18,000円）」に、「22,000円」を「37,000円（確認の特例の場合にあつては27,000円）」に、「500平方メートル以内のもの30,000円、500平方メートル」を「300平方メートル以内のもの52,000円、300平方メートル」に、「50,000円」を「83,000円」に、「68,000円」を「114,000円」に、「132,000円」を「254,000円」に、「161,000円」を「346,000円」に、「221,000円」を「516,000円」に、「240,000円」を「667,000円」に、「460,000円」を「952,000円」に改め、同項（3）中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」を「政令」に、「13,000円」を「15,000円」に、「8,000円」を「9,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同項（3）を同項（4）とし、同項（2）の次に次のように加える。

（3） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合することの確認を受ける場合にあつては、一の建築物を単位として、次のアからカまでに掲げる建築物の建築（移転を除く。）に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからカまでに定める額

ア 一戸建ての住宅にあつては、床面積の合計が200平方メートル以内のもの 12,000円

イ 一戸建ての住宅にあつては、床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 13,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の住宅にあつては、床面積の合計が300平方メートル以内

のもの 21,000円

エ 一戸建ての住宅以外の住宅にあつては、床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 33,000円

オ 一戸建ての住宅以外の住宅にあつては、床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 53,000円

カ 一戸建ての住宅以外の住宅にあつては、床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 68,000円

別表第1の10の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項(1)中「床面積の合計」を「(2)の場合以外の場合 床面積の合計」に、「12,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては11,000円)」を「15,000円(完了検査の申請又は通知に係る建築物が政令第10条第3号又は第4号に掲げる建築物である場合(以下この項において「検査の特例の場合」という。)にあつては14,000円)」に、「14,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては13,000円)」を「20,000円(検査の特例の場合にあつては17,000円)」に、「16,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては15,000円)」を「26,000円(検査の特例の場合にあつては20,000円)」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「22,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては21,000円)」を「33,000円」に、「36,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては33,000円)」を「56,000円」に、「50,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては46,000円)」を「81,000円」に、「86,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては82,000円)」を「142,000円」に、「120,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては110,000円)」を「199,000円」に、「153,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては149,000円)」を「263,000円」に「190,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては180,000円)」を「342,000円」に、「380,000円(中間検査合格証の交付を受けた場合にあつては370,000円)」を「493,000円」に改め、同項(3)中「14,000円」を「16,000円」に、「12,000円」を「13,000円」に改め、同項(3)を同項(5)とし、同項(2)中「(1)の床面積」を「(1)又は(2)の床面積」に改め、同項(2)を同項(3)とし、同項(3)の次に次のように加える。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物(建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)である場合にあつては、一の建築物を単位として、次のア又はイに掲げる建築物の建築(移転を除く。)に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

ア 工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供する建築物(以下「工場等」という。)以外の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 17,000円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
21,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
33,000円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
41,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの
53,000円
- (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの
65,000円
- (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの
84,000円

イ 工場等

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
3,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
4,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
8,000円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
10,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの
15,000円
- (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの
20,000円
- (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの
29,000円

別表第1の10の項(1)の次に次のように加える。

- (2) 中間検査合格証の交付を受けた場合 床面積の合計が、30平方メートル以内のもの15,000円(検査の特例の場合にあっては13,000円)、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの18,000円(検査の特例の場合にあっては16,000円)、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの24,000円(検査の特例の場合にあっては19,000円)、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの31,000円、300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの51,000円、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの74,000円、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの128,000円、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの180,000円、1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの237,000円、2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの308,000円、5万平方メートルを超えるもの445,000円

別表第1の10の2の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項(1)中「12,000円」を「13,000円」に、「13,000円」を「15,0

00円」に、「15,000円」を「19,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「20,000円」を「29,000円」に、「32,000円」を「38,000円」に、「44,000円」を「52,000円」に、「71,000円」を「108,000円」に、「100,000円」を「135,000円」に、「125,000円」を「181,000円」に、「170,000円」を「251,000円」に、「330,000円」を「369,000円」に改め、同表の11の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表の60の項(1)中「64の項」を「63の項」に改め、同項(2)中「64の項」を「66の項」に改め、同項(5)中「66の項」を「63の項」に、「(平成27年法律第53号)第15条第1項」を「第14条第1項」に、「64の項」を「63の項」に改め、同表の62の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項(1)中「(2)において」を「(2)及び(3)において」に、「(2)に掲げる」を「(2)及び(3)に掲げる」に改め、「額」の次に「(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)」を加え、「(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)」を削り、同項(10)中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項(10)を同項(12)とし、同項(9)中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項(9)を同項(11)とし、同項(8)中「(3)又は(4)」を「(4)、(5)又は(6)」に、「(5)又は(6)」を「(7)又は(8)」に改め、同項(8)を同項(10)とし、同項(7)中「(1)又は(2)」を「(1)、(2)又は(3)」に、「(5)又は(6)」を「(7)又は(8)」に改め、同項中(7)を(9)とし、(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、同項(3)中「(4)において」を「(5)及び(6)において」に、「(4)に掲げる」を「(5)及び(6)に掲げる」に改め、同項(3)を同項(4)とし、同項(4)の次に次のように加える。

(5) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している場合に限る。)にあつては、当該申請に係る1棟の建築物の住宅部分について、アに定める額に、イに定める額を加えた額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める額)

ア 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 47,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、10,000円)

(イ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 78,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、20,000円)

(ウ) 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 136,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、44,000円)

(エ) 住宅の戸数が46戸以上のもの 198,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、77,000円)

イ 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該申請に係る建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

- (ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 47,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、10,000円）
- (イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、20,000円）
- (ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 136,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、44,000円）
- (エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 198,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、77,000円）

別表第1の62の項(2)中「額」の次に「(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)」を加え、「(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)」を削り、同項(2)を同項(3)とし、同項(1)の次に次のように加える。

- (2) 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している場合に限る。)にあつては、次のア又はイに掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円)

ア 住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの 24,000円

イ 住宅部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円

別表第1の63の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項(2)中「(3)において」を「(3)及び(4)において」に、「(3)に掲げる」を「(3)及び(4)に掲げる」に改め、「額」の次に「(評価機関審査を受けた場合にあつては、2,000円)」を加え、「(評価機関審査を受けた場合にあつては、2,000円)」を削り、同項(12)中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項(12)を同項(14)とし、同項(11)中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項(11)を同項(13)とし、同項(10)中「(9)及び(10)」を「(11)及び(12)」に改め、同項(10)を同項(12)とし、同項(9)中「(4)又は(5)」を「(5)、(6)又は(7)」に、「(6)又は(7)」を「(8)又は(9)」に改め、同項(9)を同項(11)とし、同項(8)中「(2)又は(3)」を「(2)、(3)又は(4)」に、「(6)又は(7)」を「(8)又は(9)」に改め、同項中(8)を(10)とし、(7)を(9)とし、(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、同項(4)中「(5)において」を「(6)及び(7)において」に、「(5)に掲げる」を「(6)及び(7)に掲げる」に改め、同項(4)を同項(5)とし、同項(5)の次に次のように加える。

- (6) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している場合に限る。)にあつては、当該申請に係る1棟の建築物の住宅部分について、アに定める額に、イに定める額を加えた額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める額)

ア 次の（ア）から（エ）までに掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める額

（ア）住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 23,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円）

（イ）住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 39,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、10,000円）

（ウ）住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 68,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,000円）

（エ）住宅の戸数が46戸以上のもの 99,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、38,000円）

イ 次の（ア）から（エ）までに掲げる当該申請に係る建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める額

（ア）共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 23,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、5,000円）

（イ）共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 39,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、10,000円）

（ウ）共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 68,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,000円）

（エ）共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 99,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、38,000円）

別表第1の63の項（3）中「額」の次に「（評価機関審査を受けた場合にあつては、2,000円）」を加え、「（評価機関審査を受けた場合にあつては、2,000円）」を削り、同項（3）を同項（4）とし、同項（2）の次に次のように加える。

（3） 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合（省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に適合している場合に限る。）にあつては、次のア又はイに掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額（評価機関審査を受けた場合にあつては、2,000円）

ア 住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの 12,000円

イ 住宅部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 13,000円

別表第1の64の項を次のように改める。

| | |
|----|----|
| 64 | 削除 |
|----|----|

別表第1の65の項を次のように改める。

| | | | |
|----|--------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 65 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額 (1) 一戸建て住宅の用途に供する1棟の建築物に係る建築物エネ |
|----|--------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|

又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査

ルギー消費性能適合性判定（以下この項及び次項において「判定」という。）の場合（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に適合している場合に限る。）にあつては、次のア又はイに掲げる住宅部分（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項から67の項において同じ。）の床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。以下この項から67の項において同じ。）の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの
32,000円

イ 住宅部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
35,000円

(2) 一戸建て住宅の用途に供する1棟の建築物に係る判定の場合（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）又はロ（1）に適合している場合に限る。）にあつては、次のア又はイに掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの
24,000円

イ 住宅部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
26,000円

(3) 共同住宅等の用途に供する1棟の建築物に係る判定の場合（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に適合している場合

に限る。) にあっては、次のアからエまでに掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 63,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 105,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 178,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 255,000円

(4) 共同住宅等の用途に供する1棟の建築物に係る判定の場合(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)又はロ(1)に適合している場合に限る。) にあっては、次のアからエまでに掲げる当該判定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 47,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 136,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 19

8, 000円

(5) 住宅以外の用途に供する1棟の建築物に係る判定の場合(省令第1条第1項第1号イに適合している場合に限る。)にあつては、次のアからキまでに掲げる非住宅部分(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。(6)において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 216, 000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のもの 282, 000円

ウ 床面積の合計が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの 348, 000円

エ 床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 496, 000円

オ 床面積の合計が5, 000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 610, 000円

カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5, 000平方メートル以内のもの 721, 000円

キ 床面積の合計が2万5, 000平方メートルを超えるもの 822, 000円

(6) 住宅以外の用途に供する1棟の建築物に係る判定の場合(省令第1条第1項第1号ロに適合し

ている場合に限る。) にあっては、次のアからキまでに掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 84,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 111,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 139,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 224,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 292,000円

カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 351,000円

キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 411,000円

(7) 住宅以外の用途に供する1棟の建築物に係る判定の場合((5)及び(6)に掲げる以外の場合に限る。) にあっては、次のアからキまでに掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10,000円

| | | | |
|--|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 120,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 152,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 190,000円</p> <p>(8) 一戸建て住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する1棟の建築物に係る判定の場合にあっては、(1)又は(2)及び(5)、(6)又は(7)に定める額を合算した額</p> <p>(9) 共同住宅等の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する1棟の建築物に係る判定の場合にあっては、(3)又は(4)及び(5)、(6)又は(7)に定める額を合算した額</p> |
|--|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1の65の項の次に次の1項を加える。

| | | | |
|------|--------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 65の2 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料 | <p>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>(1) 一戸建て住宅の用途に供す</p> |
|------|--------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|

11条第2項
又は第12条
第3項の規定
に基づく建築
物エネルギー
消費性能適合
性判定に係る
審査

る1棟の建築物に係る判定の場合
(省令第1条第1項第2号イ(1)
及びロ(1)に適合している場
合に限る。)にあつては、次のア
又はイに掲げる住宅部分の床面積
の合計の区分に応じ、当該ア又は
イに定める額

ア 住宅部分の床面積の合計が2
00平方メートル以内のもの
16,000円

イ 住宅部分の床面積の合計が2
00平方メートルを超えるもの
17,000円

(2) 一戸建て住宅の用途に供す
る1棟の建築物に係る判定の場合
(省令第1条第1項第2号イ(1)
及びロ(2)又はイ(2)又は
ロ(1)に適合している場合に限
る。)にあつては、次のア又はイ
に掲げる住宅部分の床面積の合計
の区分に応じ、当該ア又はイに定
める額

ア 住宅部分の床面積の合計が2
00平方メートル以内のもの
12,000円

イ 住宅部分の床面積の合計が2
00平方メートルを超えるもの
13,000円

(3) 共同住宅等の用途に供する
1棟の建築物に係る判定の場合(省
令第1条第1項第2号イ(1)
及びロ(1)に適合している場合
に限る。)にあつては、次のアか
らエまでに掲げる住宅部分の床面
積の合計の区分に応じ、当該アか
らエまでに定める額

ア 床面積の合計が300平方メ
ートル以内のもの 31,00
0円

イ 床面積の合計が300平方メ

メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 52,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 89,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 127,000円

(4) 共同住宅等の用途に供する1棟の建築物に係る判定の場合（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）又はロ（1）に適合している場合に限る。）にあつては、次のアからエまでに掲げる当該判定に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 23,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 39,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 68,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 99,000円

(5) 住宅以外の用途に供する1棟の建築物に係る判定の場合（省令第1条第1項第1号イに適合している場合に限る。）にあつては、次のアからキまでに掲げる非住宅部分（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く

。(6)において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 108,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 141,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 174,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 248,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 305,000円

カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 360,000円

キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 411,000円

(6) 住宅以外の用途に供する1棟の建築物に係る判定の場合(省令第1条第1項第1号口に適合している場合に限る。)にあつては、次のアからキまでに掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 42,000円

イ 床面積の合計が300平方メ

メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 55,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 69,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 112,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 146,000円

カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 175,000円

キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 205,000円

(7) 住宅以外の用途に供する1棟の建築物に係る判定の場合（(5)及び(6)に掲げる以外の場合に限る。）にあつては、次のアからキまでに掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 5,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 8,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 13,000円

| | | | |
|--|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 38,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 60,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 76,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 95,000円</p> <p>(8) 一戸建て住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する1棟の建築物に係る判定の場合にあっては、(1)又は(2)及び(5)、(6)又は(7)に定める額を合算した額</p> <p>(9) 共同住宅等の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する1棟の建築物に係る判定の場合にあっては、(3)又は(4)及び(5)、(6)又は(7)に定める額を合算した額</p> |
|--|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1の66の項中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に、

- を
- (1) 軽微な変更後の計画がエネルギー消費性能の算定対象を含む場合（モデル建物法による場合を除く。）当該証明に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定対象に該当しない部分を除く。（2）において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、前項の（4）アからキまでに定める額
- (2) 軽微な変更後の計画がエネルギー消費性能の算定対象を含む場合（モデル建物法による場合に限る。）当該証明に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、前項の（5）アからキまでに定める額

- (3) 軽微な変更後の計画がエネルギー消費性能の算定対象を含まない場合 当該証明に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、前項の(6)アからキまでに定める額

に改

軽微な変更後の計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

- (1) 一戸建て住宅の用途に供する1棟の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書(以下この項において「証明書」という。)の交付の場合(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している場合に限る。)にあっては、前項の(1)ア又はイに掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
- (2) 一戸建て住宅の用途に供する1棟の建築物に係る証明書交付の場合(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)又はロ(1)に適合している場合に限る。)にあっては、前項の(2)ア又はイに掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
- (3) 共同住宅等の用途に供する1棟の建築物に係る証明書交付の場合(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している場合に限る。)にあっては、前項の(3)アからエまでに掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額
- (4) 共同住宅等の用途に供する1棟の建築物に係る証明書交付の場合(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)又はロ(1)に適合している場合に限る。)にあっては、前項の(4)アからエまでに掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額
- (5) 住宅以外の用途に供する1棟の建築物に係る証明書交付の場合(省令第1条第1項第1号イに適合している場合に限る。)にあっては、前項の(5)アからキまでに掲げる非住宅部分(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。(6)において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額
- (6) 住宅以外の用途に供する1棟の建築物に係る証明書交付の場合(省令第1条第1項第1号ロに適合している場合に限る。)にあっては、前項の(6)アからキまでに掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額
- (7) 住宅以外の用途に供する1棟の建築物に係る証明書交付の場合((5)及び(6)に掲げる以外の場合に限る。)にあっては、前項の(7)アからキまでに掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額
- (8) 一戸建て住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する1棟の建築物に係る証明書交付の場合にあっては、前項(1)又

は（２）及び（５）、（６）又は（７）に定める額を合算した額
（９） 共同住宅等の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を
有する１棟の建築物に係る証明書交付の場合にあっては、前項（３）又は
（４）及び（５）、（６）又は（７）に定める額を合算した額

める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。